

日本 I C I D 協会 総会 細則

(招集)

第 1 条

総会の招集は、少なくともその開催の10日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって法人会員並びに個人会員に通知しなければならない。ただし緊急を要する場合は、この限りではない。

(議長の選任)

第 2 条

総会議長は、総会において、出席会員のうちから選任する。

(臨時総会)

第 3 条

臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認めたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

(議決方法等)

第 4 条

総会は、総会の構成員の2分の1以上に当たる会員が出席しなければ開くことができない。

2. 総会の構成員は、総会において、各1個の表決権を有する。
3. 総会においては、第1条の規定により、あらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし緊急を要する事項については、この限りではない。
4. 総会の議事は、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面又は代理人による表決)

第 5 条

やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

- 2 . 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面を日本 I C I D 協会に提出しなければならない。
- 3 . 第 1 項の規定により表決権を行使するものは、出席したものとみなす。

(議事録)

第 6 条

総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 . 議事録は、議長が作成し、議長及び出席会員のうちから、その総会において選任された議事録著名人が署名押印しなければならない。

附 則

- 1 . この細則は、平成 1 1 年 6 月 2 5 日から施行する。

附 則 (平成 1 7 年 6 月 2 4 日改正)

- 1 . この細則は、平成 1 7 年 6 月 2 4 日から施行する。